

令和元年度 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

1 実地指導について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施日等を通知し、事業所において個別に指導を行います。

- ・ 入所系サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム））は、概ね3年に1回実施
- ・ 居宅系サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護等）は、概ね5年に1回実施

(1) 令和元年度 実地指導実施状況（令和元年12月末日現在）

	対象サービス	件数	指摘なし	口頭指導	文書指導
1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）	4	0	0	4
2	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	9	0	0	9
3	小規模多機能型居宅介護	4	0	0	4
4	看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	1
5	地域密着型通所介護	11	0	0	11
	計	29	0	0	29

(2) 主な指導事項

- ・ アセスメントが不十分なため、個別サービス計画書のサービス内容が具体的でない。
（アセスメント：利用者に関する情報収集を行い課題を把握すること）
- ・ 変更届の提出が必要な事項（運営規程の内容変更、事業所内の区画の変更等）について届出を行っていない。
- ・ 運営推進会議の記録を公表していない。
（運営推進会議：地域密着型サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることを目的として設置するものであり、各地域密着型サービス事業所が自ら設置する会議をいう）
- ・ 重要事項説明書において、提供するサービスの第三者評価（外部評価）の実施状況について記載していない。

2 集団指導について

地域密着型サービス事業所に対して、年1回集団指導を実施し、実地指導で指摘事項の多い内容を伝え、当該年度に実地指導がなかった事業所に対しても改善の機会を設け、その他適宜必要な情報提供等を行います。

(1) 令和元年度介護サービス事業所に対する集団指導の予定

ア 実施予定日

令和2年3月23日、24日、26日、27日

イ 対象

介護保険サービス全事業所

ウ 内容予定

- ・令和元年度実地指導の結果について
- ・令和元年度改正について
- ・虐待防止、事業所における各種届出 等